

我が国の学校教育制度の歴史について

ダイジェスト版

I 学制発布以前（江戸時代における教育）

- 江戸時代後期は幕府や諸藩の学校と寺子屋、私塾等が相当整備

II 近代教育制度の創始とその確立・整備（明治 5 年頃～大正 5 年頃）

1 近代教育制度の創始（明治 5 年頃～明治 20 年頃）

- 明治 4 年：廃藩置県、文部省設置
- 明治 5 年：学制発布
※「必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」
- 明治 12 年：教育令（町村を基礎に小学校を設置）
※小学校数：約 2 万 4,500 校 (M8)、就学率：35.4 % (M8)

2 近代教育制度の確立・整備（明治 20 年頃～大正 5 年頃）

- 明治 18 年：初代文部大臣の森有礼が教育制度の一大改革を実施
※「諸学校を維持するも畢竟国家の為也」
- 明治 19 年：学校制度（小学校、中学校、大学等）の規定を整備
- 明治 23 年：教育勅語
- 明治 30 年頃：小学校の義務制実現（※就学率：95 % 超 (M38)）

III 教育制度の拡充（大正 6 年頃～昭和 11 年頃）

- 第一次世界大戦に伴う社会情勢及び国民生活の変化を受け、中等学校以上の改革と拡充が急速に進展

IV 国民学校と戦時下の教育（昭和 12 年頃～20 年頃）

- 単線型的な学校制度を目指したが、学童疎開、勤労働員、学徒動員などで教育の正常な機能はほとんど停止

V 戦後教育の再建（昭和 20 年頃～27 年頃）

- 連合軍総司令部の指導・監督と教育刷新委員会の建議により、軍国主義や極端な国家主義を排除し、戦後教育改革の枠組みを形成
※「我が国の新しい教育制度が司令部の指令、特にアメリカの強要に

よってつくられたものであるというのは憶説にすぎない」(南原繁)

VI 戦後教育政策からの転換 (昭和 27 年頃～ 33 年頃)

- 昭和 27 年のサンフランシスコ講和条約締結により独立国の地位を回復したことを受け、占領下の教育政策を見直し

VII 教育の量的拡大 (昭和 34 年頃～ 40 年代中頃)

- 高度経済成長に伴う経済・社会の急速な拡大、ベビーブーム世代への対応、教育の量的拡大を推進

VIII 教育の質の改善 (昭和 40 年代中頃～ 50 年代前半)

- 高度経済成長後の経済・社会活動の複雑・高度化に伴い必要とされた知識量の増大を、学校教育の質を上げることで対応
- 昭和 30 年代以降の出生数の増加及び人口の都市部集中に伴う都市部の児童生徒急増への対応

IX 従来の教育路線の見直し (昭和 50 年代後半～平成 10 年頃)

- 教育の量的拡大及び質的向上の結果生じた弊害に対応して従来の教育路線を見直し
- 児童生徒数減少に伴い、新たな教育行政上の課題に施策を展開

X 新たな展開 (平成 10 年頃以降)

- 冷戦終結後のイデオロギー対立の解消に伴い、教育に係る国の権限を縮小 (※平成 7 年：日教組が文部省との協調路線へ方針を転換)
- 行政スタイルを権力的作用、一律的財政支援から、最低水準・教育理念の提示と現場の自発的取組の支援・専門性に基づく指導へ転換
- 事前規制から事後確認へ移行
- グローバル化の進展に伴う教育の国際的共通化に対応
- 経済の長期低迷がもたらす所得階層の分化により生じた家庭の教育費負担を軽減